

# 11. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	平成24年度末	平成25年度 上半期末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	8,027,181	8,836,462
基金・諸準備金等	2,965,956	3,350,046
基金等	1,430,471	1,499,577
価格変動準備金	427,529	586,105
危険準備金	780,154	937,247
一般貸倒引当金	5,478	4,793
その他	322,322	322,322
$\text{その他有価証券の評価差額} \times 90\%$	3,278,358	3,820,337
$\text{土地の含み損益} \times 85\%$ (マイナスの場合100%)	$\Delta 8,685$	$\Delta 5,327$
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	1,602,347	1,574,723
負債性資本調達手段等	157,040	157,040
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	$\Delta 539$	$\Delta 1,225$
その他	32,704	$\Delta 59,131$
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	2,305,244	2,409,652
保険リスク相当額 $R_1$	135,383	133,383
第三分野保険の保険リスク相当額 $R_8$	73,978	74,454
予定利率リスク相当額 $R_2$	394,708	392,487
資産運用リスク相当額 $R_3$	1,844,303	1,950,650
最低保証リスク相当額 $R_7$	7,382	6,195
経営管理リスク相当額 $R_4$	49,115	51,143
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	696.4%	733.4%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を使用しています。